

議案第59号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 9 月13日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

建築基準法の改正を踏まえ、建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料等を定めるほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の21の17の項の次に次のように加える。

21の18 建築基準法第43条第2項 第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地 と道路との関係の建築認定 申請手数料	1件につき	31,000円	認定申請 のとき。
--	---------------------------------	-------	---------	--------------

別表第1の22の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同表45の項の次に次のように加える。

45の2 建築基準法第85条第6項 の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1年を超えて 使用する特別 の必要がある 仮設建築物建 築許可申請手 数料	1件につき	195,000円	許可申請 のとき。
--	--	-------	----------	--------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。